

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大台町の人口は、昭和40年以降減り続け令和2年度には8,668人で昭和40年比43%の減少となり、急速な過疎化の進行が続いている。年齢構成別では、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は、総人口と同様に減少し続けている。また、老年人口(65歳~)は、昭和40年から一貫して増え続けていることにより、過疎による典型的な少子高齢化の人口構造になっている。併せて、若者の流出、未婚率の上昇や合計特殊出生率の低下により、高齢化率は今後40年にわたり上昇し続ける見込みである。

大台町の産業は、産業別就業人口の構成比で見ると、昭和35年には、第一次産業49.5%、第二次産業20.8%、第三次産業29.6%であったが、その後の高度経済成長による産業構造の変化や時代の変遷により平成27年には、第一次産業8.0%、第二次産業27.5%、第三次産業62.1%となり第一次・二次産業からサービス業を中心とする第三次産業への転換が近年の傾向となっており大台町の産業構造も大きく変容した。

このところの大台町内の中小企業を取り巻く状況としては、特に小規模事業所については、将来の事業承継者の確保ができていない事業者が多いという現状があり、このままの状況では、町内の産業基盤が縮小し、あるいは消失することが予測される。加えて、産業界全体に人材不足感が漂い、中小企業の生産性を脅かす一大要因になっている。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、ICTの利活用をはじめ先端設備等の導入を促進することで大台町内の中小企業の生産性を向上させ、人手不足に対応した産業基盤を構築していく。なお、計画期間中における先端設備等導入計画の認定目標件数は、10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

大台町は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく「導入促進基本計画」を策定し中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、労働生産性が年率3%以上向上させることを目標にする。

2 先端設備等の種類

大台町では、農林水産業、製造業、サービス業の各産業が小規模ながら地域の経済、雇用を支えているため全産業において事業者の生産性向上を追求していく必要がある。このような状況から、全ての産業の多種多様な設備投資をサポートする観点から、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

但し、太陽光発電設備については、発電電力を直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するために、自社で自ら消費するものなどを対象とし、単に土地に自立して設置し、売電を目的とする太陽光発電設備については本計画の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

大台町全域

(大台町の産業は、商業エリアの他、山間エリアから居住エリアの全域にかけて存在する。全域で中小企業者の生産性向上を促進していく観点から導入促進基本計画の対象区域は大台町内全域とする。)

(2) 対象業種・事業

全業種・全事業

(大台町では、農林水産業、製造業、サービス業の各産業が小規模ながら地域の経済、雇用を支えているため全産業において事業者の生産性向上を追求していく必要があるため導入促進基本計画の対象業種は、全業種とする。また、幅広い事業での生産性向上を促進していくため導入促進基本計画の対象事業は、全事業とする。)

4 期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

省人化を目的にした取り組み内容は、「先端設備等導入計画」の認定対象としないなど雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、「先端設備等導入計画」の認定対象としないなど健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。